



# 大樹町 若年性認知症 ケアパス



ケアパスとは、どの時期にどんな制度やサービスを利用できるか、ご本人・ご家族・支援に関わる方が確認・共有するために活用いただくものです。

## 若年性認知症とは

18歳から64歳までに発症する認知症です。うつ、更年期障害、体調不良と間違われやすく、診断や治療が遅れる場合があります。早期に受診し相談することで、就労を継続するための支援や経済的な負担を軽減する制度を活用でき、前向きに生活するのに役立ちます。発症年齢の平均は50代半ばです。

	発症した頃 日常生活は自立	受診・診断 就労継続 生活に見守りや支援が必要	退職 医療・介護サービス利用 日常生活で介助が必要
本人の様子	物忘れがみられる人や物の名前が思い出せないやる気が出ない	保管した場所を思い出せず探す同じことを何度もきく薬を飲み忘れる慣れていないはずの仕事で迷う	時間や場所が分からない服の着方が分からない外出先から戻れない、うまく話せないトイレの失敗が増える、ねたきり
生活のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期受診、健診で体調管理する。</li> <li>家庭内の役割、趣味や運転、仕事の継続。</li> <li>専門医や相談機関につながる。</li> <li>運転免許返納を協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場と話合い、適切な配慮を求める。</li> <li>家庭や職場以外の居場所を持つ(当事者会・家族会など)。</li> <li>休暇、休業、退職に備えて、必要な制度の活用を検討し、手続きする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体調の変化をよく観察する。</li> <li>3食摂取、水分・薬をきちんと飲む。</li> <li>行方不明、怪我、誤食等の危険回避方法を関係者と協議し、実行する。</li> <li>介護する人の休息時間を確保する。</li> <li>どのような最期を希望するか家族で話し合う。</li> </ul>
活用できる支援内容	【認知症疾患医療センター：大江病院内】 診断、急性期治療、専門相談を受けることができます。		
	【認知症専門医】【認知症サポート医】 認知症に関する専門的な知識と技術を持った医師です。		
	【かかりつけ医】【かかりつけ薬局】 日常の健康管理、薬の飲み方等について、相談できます。		
	【タクシー券】 該当者に年 15,000 円分の助成があります。		【福祉車両貸出】【介護タクシー助成】
	【交流・運動の場】 ことぶき大学、介護予防教室、らいふ健康増進室、海洋センタープール、趣味の会など	【通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、短期入所など介護保険サービス】【レスパイト入院】 在宅介護の支援です。	【施設】 特別養護老人ホーム、グループホーム、老人保健施設など
	【居宅介護など障害福祉サービス】【訪問サービスなど総合事業】【ふれあいサポーター】 在宅生活の支援です。		
	【地域活動支援センターほっと】 日中活動(軽作業・交流)ができます。		
	【障害者就業・生活支援センターだいち】【就労継続支援事業所】【ハローワーク】 ジョブコーチや相談支援専門員などの就労のサポートが受けられます。	【徘徊高齢者等 SOS ネットワーク】 ☎6-2200 事前に届出し登録。実際に行方不明になった際、警察や協力機関により早期発見を目指すネットワークです。	
	【あいじゅカフェ】 認知症の人など、誰でも参加可能。相談、介護予防、交流の場です。らいふで月1回実施。	【福祉用具貸与・購入、住宅改修】 身体に合う用具の利用や改修をサポート。	
	【日常生活自立支援事業】 社協☎6-4130 【成年後見制度】 ☎6-2200 財産管理や身上監護など、ご本人の権利を守るための制度です。		
【北海道ひまわり会】 若年性認知症の人と家族の会。電話や面談による相談が可能。研修も実施。			
【こころの健康相談】 ☎6-2200 大江病院の精神科医に個別相談できます。年4回らいふにて実施。			
【地域包括支援センター】 ☎6-2200 高齢者の介護・健康・福祉に関する総合相談窓口			

## 若年性認知症の方が活用できる制度



若年性認知症と診断されたら

**自立支援医療**を申請

窓口:らいふ 保健福祉課福祉係

就労継続が困難で  
休職するとき

**傷病手当金**を申請

国保以外の方が対象。退職前に傷病手当金が支給されている状態で退職しないと継続受給が困難。

窓口:会社住所地管轄の社会保険事務所または  
健康保険組合

就労継続が困難で  
退職するとき

**雇用保険制度(失業手当等)**を申請

窓口:ハローワーク

初診日から半年たったら

**精神障害者保健福祉手帳**を申請

窓口:らいふ 保健福祉課福祉係

手帳を持つと、税金の控除や軽減、  
交通機関の運賃割引、  
NHK 受信料の減免などが受けられます。

初診日から1年半たったら

**障がい年金**を申請

窓口:障がい基礎年金⇒役場国保年金係  
障がい厚生年金⇒年金事務所

※ 初診日とは・・・認知症の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた日

※ 在職中に初診日がある場合とない場合では、その後に受けられる支援の状況が異なります。  
可能な限り 在職中に受診をしましょう。

## その他 活用できる可能性があるもの

**高額療養費** (病院代が高額になった場合)

窓口 国保⇒役場国保年金係  
その他の保険⇒年金事務所又は健康保険組合

**生命保険特約、住宅ローン免除**

(障害が重くなった場合)

問合せ:保険会社またはローン借入先

**高額医療合算介護サービス費** (病院代が高額になった場合)

窓口 国保⇒役場国保年金係 社保⇒健康保険組合  
介護保険に関すること⇒らいふ介護保険係

**配食サービス**

(炊事が大変な場合)

窓口:らいふ高齢者支援係



**特別障害者手当** (障害が重くなった場合)

窓口:らいふ福祉係

**生活福祉資金貸付、法外援護資金貸付**

(生活費確保が大変な場合) 窓口:社会福祉協議会